

第 218 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8 F
TEL 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
http://www.maeda-cpa.com/

平成 21 年 8 月 10 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 217 回

ようやく梅雨明けとなったようです。そしてこれから、いよいよ暑い夏になることでしょう (?)

景気もなんとか梅雨明けになって欲しいですね。

ところで、我々が生き抜くために今後どんな対策をうてばいいか？
これが問題ですね！

最近の上場企業等の動向を見てますと、少し方向が見えてきます。

- (1) 経費削減による生き残り策
 - ・ 固定費削減 (人件費、交通費、ムダな経費)
 - ・ 特に販管費を削減 → 売上高対販管費を目標率までにおさえる
 - ・ 合併による経費削減
- (2) 売上UPによる生き残り策
 - ・ 政府の目指す方向をよく知って、同じ方向をねらった商品販売をする (エコ、高齢者、技術開発)
- (3) 遊休資産等の売却による生き残り策

さて、人事を尽くしている間に目の前に光がいつ射すか？

なかなか予想は難しいですが、いずれにしても、**④**生き残らなければ**⑤**はありません。がんばるしかないですね。

前田の《今人生を語る》第 123 回

めざめよ日本人[®]

いよいよ衆議院の選挙です。マニフェストは作られたが、自分たちの反省の弁はまったく含まれておりません。

「自分が変わらなければ人は変わらず」
国も、政府も、会社も、家も皆同じですね。
自分を変えて、会社を変えましょう！！

欠損金の繰戻しによる還付制度

工藤 雅史

平成 21 年度税制改正のうち目玉ともいえる欠損金の繰戻しによる還付制度について、概要及び注意点をご説明します。

欠損金の繰戻し還付制度とは、前年度が黒字で当年度が赤字の場合に、前年度に納付した法人税額が還付される制度をいいますが、平成 21 年度の税制改正により、資本金 1 億円以下の青色申告をしている中小企業にのみ、欠損金の繰戻し還付が全面解禁されました。(以前からこの制度はありましたが、適用を停止する措置が採られていました。)

これにより、平成 21 年 2 月 1 日以降に終了する事業年度において、当期の赤字と前期の黒字を相殺することが可能になりました。

【適用要件】

- ① 中小企業者等であること。
この中小企業者等とは、期末における資本金・出資金の額が 1 億円以下または資本・出資を有しない普通法人のほか、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等も含まれます。
- ② 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- ③ 欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により提出期限内に提出していること。
- ④ 確定申告書の提出と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出していること。

【注意点】

- ① 法人税法上の制度でありますので、法人事業税・法人都道府県民税・法人市町村民税では欠損金の繰戻しによる還付を受けることはできません。
- ② 資本金・出資金の額が 1 億円以下の法人かどうかを判定するのは、事業年度終了の時なので、期首において 1 億円未満であっても、事業年度途中の増資を行った結果期末で 1 億円超となった場合には、欠損金の繰戻しによる還付を受けることはできません。
- ③ 欠損事業年度の欠損金額は、還付所得事業年度の所得金額が限度となります。
- ④ 還付請求書を提出した場合には、税務署長は、その請求の基礎となった欠損金額その他必要な事項について調査することが税法で規定されています。
- ⑤ 繰越欠損金に係る申告書を提出した時点において、更正処分前は無申告であった事業年度に係る申告書を提出したとしても、繰越欠損金額が生じた事業年度から連続して申告書を提出していることにはなりませんので (判例がでていますが)、各事業年度において法定期限内に申告書を提出していることが条件となります。